

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所再雇用職員就業規則

平成21年4月1日

21規程第11-2号

改正 平成22年1月 1日 22規程第 9号

改正 平成23年1月28日 23規程第 9号

改正 平成27年4月 1日 27規程第17号

改正 平成28年3月 1日 28規程第 9号

改正 平成30年5月 1日 30規程第14号

改正 令和 3年4月 1日 3規程第10号

改正 令和 4年4月 1日 4規程第10号

(目的及び効力)

第1条 この規則は、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所職員就業規則（平成17年17規程2号。以下「職員就業規則」という。）第2条第2項及び第45条第2項の規定に基づき、期間を限って雇用される再雇用職員の就業に関する事項を定めるものとする。

2 再雇用職員の就業に関し、この規則に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）その他関係法令の定めるところによる。

(再雇用職員の区分)

第2条 再雇用職員は、その勤務形態により次の各号のとおり区分する。

- (1) フルタイム勤務再雇用職員 1週の勤務時間が38時間45分の者
- (2) 短時間勤務再雇用職員 1週の勤務時間が15時間30分から31時間までの者

(採用)

第3条 職員就業規則第45条に定める定年に達した者であって、同条第2項に定める条件に適合する場合は、所定の手続きを経て再雇用職員として採用する。

2 理事長は、再雇用職員との労働契約の締結に際しては、採用時の労働条件を明らかにするための労働条件通知書を交付して、労働条件を明示するものとする。

(再雇用希望者の提出書類)

第3条の2 再雇用を希望する職員は、定年に達する年度の理事長が指定する日までに、再雇用願及び再雇用意向調査票を理事長に提出しなければならない。

(職員就業規則の準用)

第4条 次の各号に掲げる事項については、当該各号に掲げる職員就業規則の規定を

再雇用職員に準用する。この場合において、同規則第24条中「職員」とあるのは「フルタイム再雇用職員」と、「特別休暇」とあるのは「有給の特別休暇」と読み替えるものとする。

- (1) 勤務心得 第3条から第12条の2まで
- (2) 休憩時間 第15条
- (3) 所定の場所以外での勤務 第16条
- (4) 休日の振替 第18条
- (5) 裁量労働制、フレックスタイム制 第18条の2及び第18条の3
- (6) 勤務時間の変更 第20条
- (7) 休暇 第24条から第29条まで
- (8) 育児休業及び部分休業 第31条
- (9) 出張 第32条及び第33条
- (10) 研修 第34条
- (11) 解雇 第46条から第50条の2まで
- (12) 母性健康管理 第53条から第56条まで
- (13) 安全衛生 第57条
- (14) 感染症の届出等 第58条（第2項ただし書を除く。）
- (15) 健康診断 第59条
- (16) 心理的な負担の程度を把握するための検査等 第59条の2
- (17) 災害補償 第60条
- (18) 表彰 第61条
- (19) 懲戒 第62条及び第63条

（雇用期間）

第5条 再雇用職員の雇用期間は、定年により退職した日の翌日からその日の属する年度の末日までの範囲内とする。ただし、本人が希望し、職員就業規則第46条各号に定める解雇事由のいずれにも該当しない場合は、満65歳に達した日以後における最初の3月31日までの間は1年を超えない範囲内で雇用期間を更新することができる。

2 理事長は、雇用期間の更新に際して、あらかじめ本人の意向、健康状態、その他の雇用期間の更新に必要な事項を確認するものとする。

3 雇用期間の更新をする場合は、更新日の1ヶ月前に当該再雇用職員に通知することとする。

（勤務時間）

第6条 フルタイム勤務再雇用職員の勤務時間は、9時から17時30分までと9時30分から18時までの2区分とし、理事長が個別に指定する。

2 短時間勤務再雇用職員の勤務時間は、理事長が個別に指定する。

3 理事長は、業務上必要があると認めるときは、前2項の勤務時間を変更することができる。

第6条の2 削除

(休日)

第7条 フルタイム勤務再雇用職員の休日は、次の各号に掲げる日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日
- (3) 年末年始（12月29日から31日までの期間並びに1月2日及び3日）
- (4) その他特に理事長が指定する日

2 短時間勤務再雇用職員の休日は、前項に定めるもののほか、理事長が個別に指定する。

(時間外勤務及び休日勤務)

第8条 理事長又はその委任を受けた者は、業務上特に必要があると認めるときは、再雇用職員に対して第6条に規定する勤務時間外又は前条に規定する休日に勤務させることができる。

2 前項の規定に基づき、再雇用職員が第6条に規定する勤務時間を超えて勤務したとき又は前条に規定する休日に勤務したときは、別に定めるところにより、超過勤務手当を支給する。

3 理事長は、小学校就学前の子の養育又は家族の介護を行う職員が請求したときは、業務の運営に支障がある場合を除き、深夜勤務（22時から翌日の5時までの間における勤務をいう。）又は1月について24時間若しくは1年について150時間を超えて、第6条に規定する勤務時間を超えて勤務をさせないものとする。

4 理事長は、妊娠中の女性職員及び産後1年を経過しない女性職員（以下「妊産婦である女性職員」という。）が請求した場合には、第6条に規定する勤務時間を超え、又は前条に規定する休日に勤務をさせないものとする。

(出勤)

第9条 再雇用職員は、出勤後、出勤簿等になつ印等して出勤を表示しなければならない。

(年次有給休暇)

第10条 フルタイム勤務再雇用職員の年次有給休暇は、毎年1月1日から12月31日までの間において、20日の年次有給休暇を受けることができる。

2 短時間勤務再雇用職員は、労働基準法第39条第1項及び第3項の規定に基づく年次有給休暇を受けることができる。

3 前二項の年次有給休暇については、その年に受けなかった日数は、20日の範囲内の日数に限って翌年に繰り越すことができる。

4 年次有給休暇は、1日又は1時間を単位として請求することができる。

5 第1項の年次有給休暇が10日以上与えられた労働者に対しては、付与日から1

年以内に、当該労働者の有する年次有給休暇日数のうち5日について、所属の長が労働者の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させる。ただし、労働者が年次有給休暇を自ら請求し取得した場合には、当該取得した日数分を5日から控除するものとする。

(特別休暇)

第11条 削除

- 2 短時間勤務再雇用職員は、次に掲げる有給の特別休暇を受けることができる。
 - (1) 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、短時間勤務再雇用職員が勤務しないことが相当であると認められるとき 7日の範囲内の期間
 - イ 短時間勤務再雇用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該短時間勤務再雇用職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき
 - ロ 短時間勤務再雇用職員及び当該短時間勤務再雇用職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食糧等が著しく不足している場合で、当該短時間勤務再雇用職員以外にそれらの確保を行うことができないとき
 - (2) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間
 - (3) 地震、水害、火災その他の災害時において、短時間勤務再雇用職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間
 - (4) 短時間勤務再雇用職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
 - (5) 短時間勤務再雇用職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間
 - (6) 短時間勤務再雇用職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後1月を経過する日までの期間内における連続する5日の範囲内の期間
 - (7) 短時間勤務再雇用職員の子が結婚する場合で、結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 連続する2日の範囲内の期間
 - (8) 短時間勤務再雇用職員の兄弟姉妹が結婚する場合で、結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 1日の範囲内の期間
 - (9) 6週間（多胎妊娠の場合にあつては14週間）以内に出産する予定である女性の短時間勤務再雇用職員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間
 - (10) 女性の短時間勤務再雇用職員が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女性の短時間勤務再雇用職員が就業を

申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)

- (11) 生後1年に達しない子を育てる短時間勤務再雇用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間（男性の短時間勤務再雇用職員にあっては、その子の当該短時間勤務再雇用職員以外の親が当該短時間勤務再雇用職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労基法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日に2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）
- (12) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）第66条の8の規定に基づく措置であって、職員の健康状態等から産業医が必要であると認めた場合 必要と認められる期間
- (13) 前各号に掲げる場合のほか、特別の理由により短時間勤務再雇用職員が休暇を申し出て理事長の許可を受けた場合 理事長が認定する期間

3 短時間勤務再雇用職員は、次に掲げる無給の特別休暇を受けることができる。

- (1) 削除
- (2) 削除
- (3) 削除
- (4) 短時間勤務再雇用職員の妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）が出産する場合で、短時間勤務再雇用職員が妻の出産に伴い必要と認められる入院の付き添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 短時間勤務再雇用職員の妻が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過するまでの間における3日の範囲内の期間
- (5) 短時間勤務再雇用職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する短時間勤務再雇用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間
- (6) 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の子を含む。以下この号及び次号において同じ。）を養育する短時間勤務再雇用職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとしてその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。次号及び10号において同じ。）において5日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間
- (7) 中学校就学の始期に達するまでの子を養育する短時間勤務再雇用職員が、その子の看護（学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第18条に規定する感染症にかかったその子の世話に限り、同規則第19条に規定する出席

停止の期間中のものを含む。) のため勤務しないことが相当であると認められる場合 子1人につき一の年度において原則として連続する10日の範囲内の期間

(8) 短時間勤務再雇用職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

(9) 職員就業規則第27条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この号において「要介護者」という。)の介護を行うために勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては10日)の範囲内の期間

第12条 削除

(給与の種類)

第13条 再雇用職員の給与の種類は、基本給、地域手当、通勤手当、超過勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(基本給)

第14条 フルタイム勤務再雇用職員の基本給は、月額とし、その額は国立研究開発法人医薬基盤・栄養・健康研究所職員給与規程(平成17年17規程第5号。以下「給与規程」という。)第2条に規定するその者の定年により退職した日における俸給月額に基づき、給与規程第5条第2項に規定するその者に適用される俸給表の再雇用職員欄に掲げる俸給月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

2 短時間勤務再雇用職員の基本給は、月額とし、前項の規定による俸給月額に、その者の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 前項に定める基本給の月額は、月の途中における退職等の場合は、給与規程第10条の規定を準用して日割計算により支給する。

(地域手当)

第15条 地域手当は、給与規程第14条の規定を準用して支給する。

(通勤手当)

第16条 フルタイム勤務再雇用職員の通勤手当は、給与規程第17条の規定を準用して支給する。

2 短時間勤務再雇用職員の通勤手当は、平均一箇月当たりの通勤所要回数に応じた通勤手当を支給する。

(超過勤務手当)

第17条 超過勤務手当は、給与規程第21条の規定を準用して支給する。

(期末手当及び勤勉手当)

第18条 期末手当及び勤勉手当は、勤務時間等に応じ、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）に規定する国家公務員の再任用職員に係る期末手当及び勤勉手当の規定を準用して支給する。

(給与の減額)

第19条 再雇用職員が定められた勤務時間を勤務しないときは、給与を減額しないことにつき特に承認があった場合を除き、その勤務しない1時間当たりの給与の額を減額して支給する。

(退職手当)

第20条 退職又は解雇に際して退職手当は支給しない。

(給与の支給日)

第21条 基本給、地域手当、通勤手当、超過勤務手当、期末手当及び勤勉手当は、給与規程第9条の規定を準用して支給する。

(期間の計算)

第22条 第3条の規定により準用する職員就業規則第18条、第24条、第26条、第27条、第29条、第46条、第47条、第48条、第53条及び第62条並びに第11条において、一定日数、月数又は年数で示されているものについては、その日数、月数又は年数中に休日を含むものとする。

(この規則により難い場合の措置)

第23条 特別の事情によりこの規則によることが著しく不相当である場合の取扱いは、理事長の定めるところによる。

(実施規定)

第24条 この規則の実施について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (平成21年1月1日21規則第11-2号)

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 次の表の左欄に掲げる期間において定年に達した場合の第5条の規定の適用については、同条中「65歳」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じそ

れぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

平成19年4月1日から平成22年3月31日まで	63歳
平成22年4月1日から平成25年3月31日まで	64歳

附 則（平成22年1月1日22規程第9号）
この規則は、平成22年1月1日から施行する。

附 則（平成23年1月28日23規程第9号）
この規則は、平成23年1月28日から施行する。

附 則（平成27年4月1日27規程第17号）
この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月1日28規程第9号）
この規則は、平成28年3月1日から施行する。

附 則（平成30年5月1日30規程第14号）
この規則は、平成30年5月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日3規程第10号）
この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日4規程第10号）
（施行期日）
1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 当分の間、第4条第1項第5号に基づき準用する職員就業規則第18条の3に規定するフレックスタイム制の適用については、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所組織規程（平成17年4月1日17規程第1号）第10条に規定される組織に勤務する再雇用職員にのみ適用する。